

# 静岡南部特別支援学校いじめ防止基本方針

## 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より）

## 1 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要で、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こるものであるという基本認識に立ち、職員だけでなく子どもたちも「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。そして、すべての児童生徒が安心して楽しく学校生活を送れるように保護者や静岡済生会療育センター令和、関係機関と連携しながら、いじめの未然防止に努める。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインである。

いじめ防止のために、県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することが求められている。

ここに本校のいじめ防止基本方針を定め、特定の教員が抱え込まないよう学校全体で組織として一貫した対応をとり、いじめの解消と再発防止に努める。本方針をホームページ上で公表し、年度ごと、保護者や関係機関に説明する。

## 2 いじめ防止のための具体的な取組

### (1) 未然防止のために

#### ア 児童生徒が生き生きと取り組む学習活動の展開

- (ア) 主体的な取り組みを引き出す授業や、感動したり表現を楽しんだりする活動を大切にす  
る。
- (イ) 様々な体験活動やいろいろな年代の人と関わる活動を取り入れ、自分で「考える」「決  
める」「選ぶ」ことができる指導を展開する。

#### イ 児童生徒の人権の尊重

- (ア) 児童生徒の良さや可能性を最大限に引き出すとともに、思いや表現を受け止めるよう心  
掛ける。
- (イ) 自他を認め互いに尊重することを大切にされた指導を行い、互いの個性や違いを認め合え  
る望ましい人間関係づくり及び安心して自己表現ができる集団づくりに務める。これ  
らを、いじめの防止に資する活動として位置付けて取り組む。

#### ウ 職員の意識・資質の向上

- (ア) 職員は、常に人権感覚を磨くとともに、気持ちを通じ合う風通しの良い組織づくりをす  
る。
- (イ) 相手の立場に立った言動を心掛け、気になることは互いに注意し合い周囲に報告や相談を  
する。

- (ウ) 児童生徒一人一人の家庭の状況や静岡済生会療育センター令和での生活の様子を踏まえ、全職員で愛情をもって接することで信頼関係を深める。
- (エ) 学部会、学年会、グループ会等で児童生徒への関わり方や支援の仕方について話し合う機会を設け、相互に確認しあう。
- (オ) いじめの防止等のための取組（環境づくり、定期的なアンケート、面談、研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- (カ) 学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

## (2) 早期発見のために

### ア 毎日の観察

- (ア) 常に児童生徒の様子に目を配り、わずかな変化やあらわれについて学級や学年、グループの職員と共通理解しておく。
- (イ) 子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握することに努める。

### イ いじめに関するアンケート

学校評価などで児童生徒本人からから、いじめを見たり、受けていたりしていないかを聞き取り、状況を把握する。

### ウ 静岡済生会療育センター令和及び保護者との連携

- (ア) 静岡済生会療育センター令和との連絡を密にし、児童生徒の様子について共通理解すると共に、気になる内容については連絡会やケース会議で取り上げる等して迅速に対応する。
- (イ) 担任は、連絡帳やおたより等で児童生徒の学校での様子を保護者に丁寧に伝え、家庭での様子を把握する。また、個別面談等では保護者の思いを受け止めるとともに気になることについても気軽に相談できるような信頼関係を構築する。

### エ 相談体制の確立

全職員で児童生徒を育てるということを基本として、児童生徒や保護者への言葉掛け等を行い、児童生徒及び保護者が気軽に相談できる環境を作る。

### オ 組織的な対応

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、速やかに情報を共有するとともに組織的に対応する。

## 3 いじめに関する対応

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

#### ア 委員会の委員は以下のものとする。

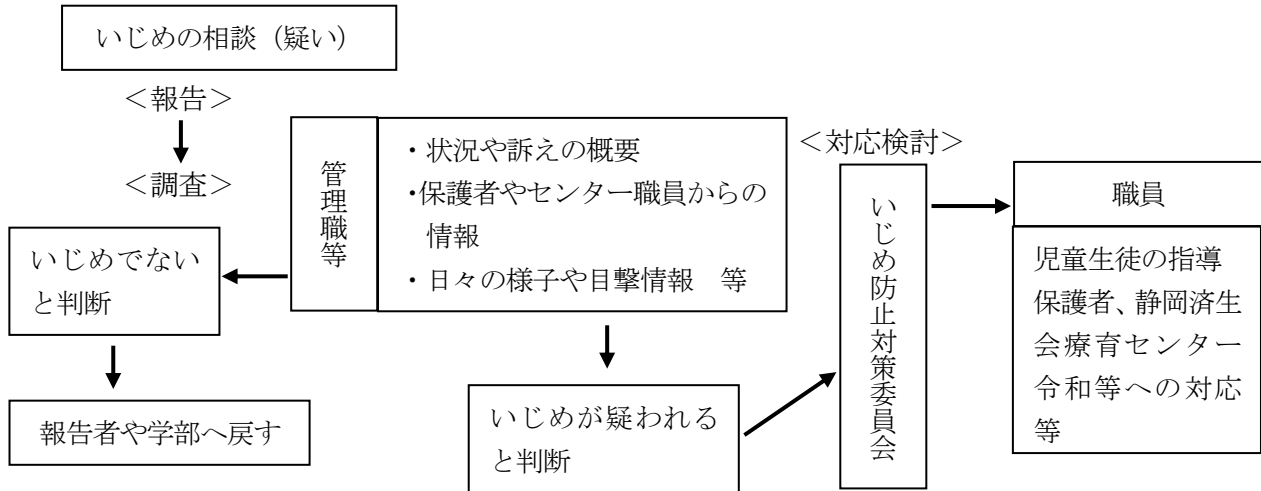
<校内委員> 校長、教頭、小学部主事、中学部主事、教務課長、  
生徒指導課長、養護教諭  
<校外委員> 学校医、静岡済生会療育センター令和療育支援課長、PTA会長  
\*その他校長が必要と認める者

- イ 委員会は必要に応じて校長が召集する。また、校外委員の招聘については校長の指示により決定する。
- ウ いじめの兆候を把握したときやいじめの相談情報等があった場合は、その都度臨時開催とする。

(2)いじめに対する対応

ア いじめが疑われる場合

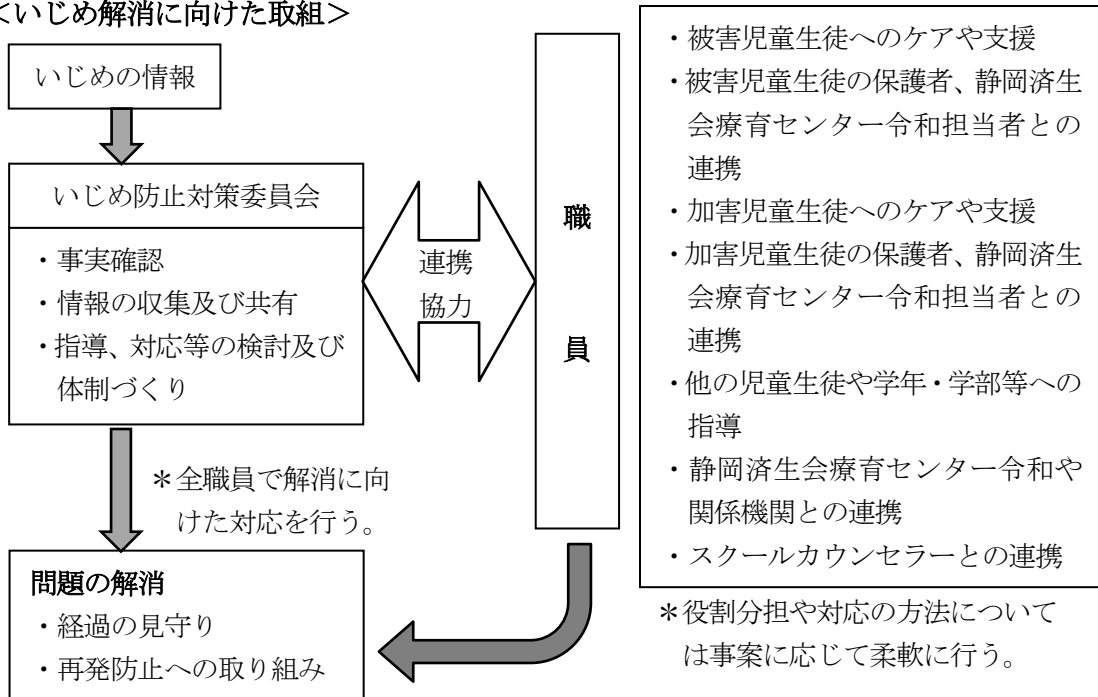
担任等は、児童生徒や保護者からいじめについての情報や相談を受けた場合は、迅速に学部主事や管理職に報告するとともに事実関係を把握する。校長は、「いじめ防止対策委員会」を招集し、いじめの疑いに関する情報を迅速に収集し、その対応について検討し全職員で共有する。



イ いじめの事実が確認された場合

早急に校長が「いじめ防止対策委員会」を召集し、情報の召集及び記録、情報の共有、いじめの事実確認を行うとともにいじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒やその周囲の児童生徒への指導、保護者への対応、静岡済生会療育センター令和や関係機関との連携をいつ、だれが、どのように行うか等について決め、全職員に周知する。

<いじめ解消に向けた取組>



\*いじめが「解消している」状態 (以下の2点が満たされていること)

- (ア) いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること
- (イ) いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

#### 4 重大事態への対応

##### (1)重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

##### (2)重大事態発生時の基本的対応

- ア 管理職へ正確な情報を迅速かつ正確に伝える。
- イ 躊躇なく教育委員会、静岡済生会療育センター令和をはじめ関係機関へ報告し支援を求める。
- ウ 児童生徒、保護者、静岡済生会療育センター令和へ正確な情報を迅速に伝え二次被害を防止する。
- エ 事案によっては、専門家を加えるなどして対応する。

##### (3)保護者への対応

保護者会を開催し、趣旨説明、情報提供及び対応策を提示し、すべての子どもを守り、よい方向に向かえるよう学校と保護者が対応すべき方向を明確に伝え共通理解を図る。

##### (4)外部への対応

教育委員会と連携し、対応の窓口を一本化する。なお、取材要請があった場合は教育委員会と相談しながら学校運営に混乱を招かないよう配慮する。